

令和3年8月吉日

船橋市立前原中学校
第3学年 保護者 様

株式会社 JTB 千葉西支店
教育営業課長：杉山賢祐
担当者：池田 剛

修学旅行実施についてのご案内（実施時の留意事項）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。標記の件につきまして、下記の通りご案内申し上げます。ご確認の程、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインの徹底

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、観光庁や感染症専門医等の指導により作成された旅行業ガイドライン、その他の関連機関・業界のガイドラインを参考に、一般社団法人日本旅行業協会等により「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」が作成されております。弊社として、各種ガイドライン「国内修学旅行の手引き」に準拠した感染予防対策の実施に努めるとともに、新型コロナウイルスの最新の知見と各関連施設の受入体制を踏まえて、学校様、生徒様や保護者様の皆様に安心・安全な修学旅行の場を提供すべく、最大限の努力と支援を行って参ります。

2. 生徒の皆様、保護者の皆様へのご協力をお願い

- (1) 旅行中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事での会話を控える等）の実施と理解・協力をお願い致します。
- (2) 同居のご家族も含め、生徒様の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めて頂けるようご協力をお願い致します。
- (3) 国内においても感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加を取り止めて頂きます。
- (4) 出発前に体調確認（体温、体調チェック）を行っていただき、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を取り止めていただくことを推奨します。
- (5) 旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合には特段の配慮をお願い致します。
- (6) 旅行中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚以上)として、共用はしないようにご指導頂くことを推奨します。
- (7) 食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナによる重症化リスクの可能性も事前に把握して頂き主治医の見解を確認のうえ、学校との協議により参加の是非を検討願います。
- (8) 旅行持参物については、タオルやハンカチの他にマスク（1日1枚以上）携帯消毒液、体温計、ウェットティッシュ、使用済のマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋の準備をご推奨致します。

3. 各関係機関における対策について

- (1) 観光バスについて
大型観光バスは「外気導入モード」時、車両の前方と屋根上のエアコンから新鮮な空気を取り入れることによって、概ね5分で車内の空気を入れ替えることができます。その他、営業所、乗務員の対策に関しては貸し切り安全連絡会ガイドラインに則り対応しております。また最前列の4席については乗車出来ません。バス乗車時はマスク着用です。なるべく会話等も控えて頂くようお願いします。

- (2) タクシーについて（緊急対応タクシー）
車両の消毒については保有全車に対し毎朝、出庫する際に車内清掃とともに消毒をしております。消毒液はスプレーでの噴射タイプを各社1台に1個積んでおります。その他、営業所、乗務員対策に関してはハイヤー・タクシー連合会ガイドラインに則り対応しております。

- (3) 宿泊施設について
消毒用アルコールを館内複数個所に設置し細目に消毒対応しております。調理場では次亜塩素酸水・次亜塩素酸ナトリウム・消毒用アルコールを適宜用いて、頻回消毒を実施しております。食事会場ならび入浴については、極力密にならないよう時程を組む工夫をしております。その他、館内消毒、従業員に関しては全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会策定のガイドラインに則り対応いたします。
利用予定ホテル：黒部観光ホテル

- 一例) ・ホテル入口に消毒液の設置と検温の実施を行っております。
・食事会場では最低1m以上間隔を空けて座れるように配置します。
・エレベーターのボタン、ドアノブ等触れる機会が多い箇所の定期的な清掃と消毒を行っております。

- (4) 観光について
密を避ける為、入場人数制限を設ける施設や、事前予約制の施設が多くなっております。各観光施設のガイドラインに則った対応をしております。
※注) 今後変更になる可能性もあります

- (5) 食事について
各食事施設のガイドラインに則った対応をしております。
例： ・入場の際に、必ずアルコール消毒して頂き着席となります。

・各自1名ずつのセットメニューをご用意。 食事・食事中は話を控える形で対応

・バイキングの場合：各自に簡易ビニール手袋配布、トングの用意はこまめに交換対応
通常よりも席数を減らして2回転以上で対応

★ホテル資料（別紙）参照ください。

4. 旅行傷害保険について

「学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）」の加入をご案内しております。
新型コロナウイルスはインフルエンザと同様、疾病（病気）の扱いとなります。現在疾病での治療費については補償される保険はありません。緊急時の対策として、「学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）」における救援者費用が下記を満たした場合適用可能となります。

【救援者費用が支払われるケース】

- ①責任期間（旅行期間）中の事故によるケガ、もしくは発病した病気であること
（潜伏期間がある病気ですが、責任期間（旅行期間）中に発症した場合は、補償対象となります）
- ②責任期間中に医師の治療を受けていること
- ③治療の結果、その後予定していた旅行が全く不可能（離団）となったこと
（一時離団、途中合流や隔離は離団に含まれません）

【救援者費用での補償内容（限度額 50 万円）】

- ①ご本人の帰宅費用（但し、現地交通費・電話代・宿泊代は対象外）
- ②親族（2 名様まで）の往復交通費、現地交通費、電話代、宿泊代（救援者 1 名につき 14 日限度）
※現地交通費、電話代等の通信費は合算で 3 万円まで
※自家用車を利用の場合、ガソリン代・有料道路代も補償対象
（但し、ガソリン代は距離に応じた定額となり、1 kmにつき 15 円）
- ③食事代は本人・親族共に対象となりません。
（宿泊代に朝食が含まれている場合、宿泊代金としての請求であれば補償対象）

【個別のご質問】

質問①

発症した生徒と同じクラスや部屋の生徒（濃厚接触者）に発症生徒と同じく待機命令が出た場合、待機生徒を迎えに行く親御様の救援者費用の補償はあるのか？

回答①

濃厚接触者であっても、無症状の場合は発病しているとは言えない為、対象外となります。但し発熱等の症状があり医師の治療を受け離団した場合は、保護者への救援費用の対象となります。

質問②

旅行前からコロナ感染しており（発症に気づかず）現地で検査後に発覚した場合は既往症扱いか？

回答②

補償対象となります。ウイルスの潜伏期間は「発病」には含まれません。

* コロナウイルス特約が付いた保険もご案内可能です。ご実施の際はそちらの加入についても学校様と相談させていただきます。

5. 感染対応について

（1）発熱・感染の疑いがある場合

発熱基準（37.5° 以上）を設け、引率責任者と相談の上、保健所ならび「帰国者・接触者専用相談センター」（070-4223-4371）に連絡し、感染の疑いのある該当者の状況や症状を伝えると同時に、濃厚接触者についても当局の指示に従います。

（2）感染した場合の入院費・治療費について

新型コロナウイルスは「指定感染症」に指定されているため、PCR 検査および入院のための医療費・治療費は公費によって負担されます。また濃厚接触者についても、医師による勧告があった場合には検査・入院についても判定の結果にかかわらず、公費による負担の対象となります。（なお、公費による負担額は所得制限により満額とならないケースがあります）

6. 取消料のご案内

受注型企画旅行契約では、契約書（旅行条件書及び取引条件説明書）に明示されている通り、旅行開始日の前日から起算して 20 日前より旅行代金の 20% の取消料が発生いたします。

※注意：企画料金は旅行契約締結時点で発生いたします。

今回の企画料金には 6 月実施予定であった関西方面 2 泊 3 日修学旅行の企画料金も含まれます。
ご旅行代金総額概算 36,000 円予定になります。

旅行出発日の 2 1 日前まで（9/2 まで）	企画料金の額 約 7,000 円 修学旅行中止の場合、上記がかかります。
旅行出発日の 8 日前まで（9/15 まで）	旅行代金の 20% 約 7,200 円
旅行出発日の 2 日前まで（9/21 まで）	旅行代金の 30% 約 10,800 円
旅行出発日の前日まで（9/22 まで）	旅行代金の 40% 約 14,400 円
旅行出発日の当日まで（9/23）	旅行代金の 50% 約 18,000 円
無連絡及び旅行開始後	旅行代金の 100%

上記企画料金または取消料金をいただかない場合

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能となるおそれが極めて大きいときとなります。※注意：官公署からの要請の場合は企画料金・取消料金については収受させていただきます。

その他（留意点）

（1）質問：集合場所で検温を行い、熱が 37.5° 以上ありました。連れて行くことは可能ですか？

回答：基本は旅行に参加頂けません。その際保護者様に集合場所までお迎えに来ていただきます。
その場合、取消料は旅行代金の 50% が発生いたします。

※今回のご予定は航空機ではなく新幹線利用になりますので、体調等確認させていただき
学校様と参加可否を判断させていただきます。

（2）質問：生徒様のご家族に感染者が発生いたしました。修学旅行に参加させることは可能ですか？

回答：各地区の保健所の判断となります。判断によりキャンセルとなった場合は、当該生徒様と濃厚接触者の取消料については、規定の通り発生します。また、直前で校内に感染者が発生し臨時休校となり学校様全体で修学旅行の実施を中止決定した場合、そのお申し出日基準に取消料をご請求させて頂くこととなります。

弊社といたしましては学校様と常に連携し、最新情報のご提供に努め、ご相談をしながら、生徒様の安全安心を第一と考え最善を尽くして参ります。

7. 修学旅行変更について

現在、感染状況も日々変わりつつあります。

今後の状況次第で方面・時期・泊数・など変更する可能性もございます。

安心・安全を第一に、かつ生徒様の満足感をかなえられるよう、最新情報を現地から入手、学校様と共有し計画し実施できるよう考えております。

★お問い合わせ先 JTB千葉西支店 担当:池田 剛

TEL:047-495-8182 営業時間: 平日(月～金):09:30～17:30 (土日・祝日・振祝及び年末年始)

MEMO